

2015年(平成27年)5月22日

内山 大志 様

藤沢市長
鈴木 恒夫



特定非営利活動法人の設立認証について (通知)

2015年1月23日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第12条第1項の規定により認証します。

つきましては、法第7条の規定に基づき通知書の交付を受けた日から2週間以内に特定非営利活動法人の設立の登記を行ってください。

なお、認証日から6か月を経過しても設立の登記をしない場合には、設立認証の取消対象となりますのでご注意ください。

1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 フェアトレード学生ネットワーク関東

2 代表者の氏名

内山 大志

3 主たる事務所の所在地

藤沢市遠藤4489番地の105

4 定款に記載された目的

この法人は、一般消費者に対して、学生によるフェアトレードの推進運動を紐帯する事業を行い、開発途上国の貧困問題や環境問題等乗り越えるひとつの手段として、かつ、これらの問題の根本にある社会・経済構造そのものに目を向けるひとつのきっかけとして、フェアトレードを支持し、さらなる普及に寄与することを目的とする。

5 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 国際協力の活動

(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

6 定款に記載された特定非営利活動に係る事業

(1) フェアトレードに関する普及啓発事業

(2) フェアトレード教育事業

(3) フェアトレードに関するネットワーク構築事業

以 上

(事務担当)

市民自治推進課 市民活動推進担当

電話 0466-25-1111

(内線 2514)